

総合教育会議議事録

会議名 寝屋川市総合教育会議
開催日 平成27年6月8日(月)午前10時00分～
開催場所 議会棟4階 第一委員会室
出席者 北川市長、村田委員長、岩根委員長職務代理者、青山委員、上野委員、高須教育長、岡本学校教育部長、良社会教育部長、有山教育監、山崎教育監、良理事兼経営企画部長、藏守次長兼企画政策課課長、各所属長他

○岡本学校教育部長

寝屋川市総合教育会議を開催いたします。

本日、進行役を務めさせていただきます、学校教育部長の岡本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日御参加の方々のお名前を御紹介させていただきます。

北川市長でございます。

村田教育委員長でございます。

岩根教育委員長職務代理者でございます。

上野教育委員でございます。

青山教育委員でございます。

高須教育長でございます。

○岡本学校教育部長

まず、開会に当たりまして、北川市長より御挨拶をお願い申し上げます。

○北川市長

総合教育会議の開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

平素より、村田委員長を始め、教育委員の皆様方には、本市教育行政の推進に格別の御支援、御協力を賜り、感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本日、第1回目を迎えました総合教育会議は、昨年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、設置、開催するものでありまして、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図って、地域の教育の実情、また課題を共有して、一層連携した教育行政の推進を図ることが求められておるわけでありまして、本市におきましても、教育行政を担う教育委員会の委員の皆様と共に、市民の声を教育行政にしっかりと反映し、子供を守り、育てる寝屋川市をつくっていくように、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡本学校教育部長

続きまして、村田教育委員長より御挨拶をお願いいたします。

○村田委員長

教育委員会を代表いたしまして、一言御挨拶申し上げます。

近年、少子高齢化、高度情報化、グローバル化など、急激に社会環境が変化する中、教育をめぐるまはしては、子供の学ぶ意欲や学力、体力の低下、あるいは家庭や地域の教育力の低下など、様々な面から社会的な課題が指摘されております。そのような社会情勢の中で、教育行政におきましては、課題に立ち向かい、乗り越えるための知恵と実行力をいかに生み出していくかが求められていると考えております。

本日の総合教育会議につきましては、我々教育委員会といたしましても、市長と意見交換を行い、寝屋川市の教育についての現状、課題についての共通認識を持つことができる大変有意義な機会であると考えております。また、本日の次第にも上がっております寝屋川市教育大綱につきましては、今後の教育行政の方針となる重要なものだと認識しておりますので、市長と教育行政の方向性を共有し、一丸となって執行に当たりたいと考えております。

簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

○岡本学校教育部長

ありがとうございました。

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと考えております。

次第の2、寝屋川市総合教育会議に係る議事進行等についてでございます。事務局より説明をいたします。

○妹尾教育総務課長

別添の寝屋川市総合教育会議運営要綱（案）及び寝屋川市総合教育会議傍聴要領（案）で御説明をさせていただきます。

まず、寝屋川市総合教育会議運営要綱（案）を御覧ください。

趣旨 第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置された寝屋川市総合教育会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営について、同条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

説明員 第2条 会議は、円滑な議事運営を図るため、必要と認めるときは、法第1条の4第2項各号に掲げる者以外の者を説明員として出席させることができる。

招集の手続 第3条 会議は、市長が毎年1回以上、日時を定めて招集する。

2 市長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき案件を教育委員会に通知しなければならない。ただし、会議の招集が緊急を要する場合は、この限りでない。

3 市長は、会議を招集したときは、会議の開催の日の1週間前までに会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき案件を告示する。

4 前2項の規定にかかわらず、案件が緊急を要するときは、第2項の規定による通知又は前項の規定による告示をしないで、当該案件を会議に付議することができる。

議長 第4条 市長は、議長として会議を代表するとともに、会議の議長となり、会議の開会、散会、延会、中止等の議事の進行を行う。

会議の順序 第5条 会議は、おおむね次の各号に掲げる順序で行う。

(1) 開会、(2) 報告事項、(3) 協議・調整事項、(4) 閉会

傍聴 第6条 会議の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴について必要な事項は、会議の事務局を担当する部の部長が定める。

議事録 第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

議事録の記載事項 第8条 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 開会及び閉会に関する事項、(2) 出席した構成員の氏名、(3) 前号に掲げる者のほか、会議に出席した者の氏名、(4) 議事内容(協議・調整事項等)、(5) 前各号に掲げるもののほか、会議において必要と認める事項

事務局 第9条 会議の事務局は教育委員会事務局学校教育部教育総務課に置く。

委任 第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則において、施行日を記載させていただきます。

いずれも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の内容を基本とし、会議の基本となる事項を定めたものでございます。

続きまして、会議運営要綱6条に定めております傍聴について御説明をさせていただきます。

寝屋川市総合教育会議傍聴要領(案)を御覧ください。

趣旨 第1条 この要領は、寝屋川市総合教育会議運営要綱(以下「要綱」という。)第6条の規定に基づき、寝屋川市総合教育会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

傍聴人の定員等 第2条 傍聴人の定員は、会議を行う会場(以下「議場」という。)の状況等に応じて別に定める。

2 教育総務課長は傍聴を希望する者が傍聴人の定員を超えるとときその他必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。

傍聴の手続 第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴人の受付は、先着順とし、会議開始の30分前から開始する。

3 傍聴券は、第1項の規定により傍聴人受付簿に必要事項を記入した者に対し、傍聴人の定員の数を限度として先着順で交付するものとする。

4 傍聴人は、議場から退場する際に傍聴券を変換しなければならない。

傍聴席に入ることができない者 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会

議を傍聴することができない。

(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれがあるものを携帯している者、(2) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他これらに類するものを携帯している者、(3) たすき、ゼッケン、ヘルメット、鉢巻き、腕章その他これらに類するものを携帯している者、(4) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を携帯している者、(5) 録音機、ビデオカメラ、写真機その他これらに類するものを携帯している者(第6条ただし書の規定により許可を得たものを除く。)、(6) 酒気を帯びていると認められる者、(7) 前各号に定められているもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

傍聴人の守るべき事項 第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。(2) 静粛にすること。(3) 飲食又は喫煙をしないこと。(4) みだりに席を離れないこと。(5) 携帯電話等の電源を切ること。(6) 前各号に定められるもののほか、議場及び傍聴席の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止、第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会議の議長の許可を得た者は、この限りでない。

傍聴人の退場 第7条 傍聴人は、会議を公開しないこととする場合は、速やかに議場から退場しなければならない。

係員の指示 第8条 傍聴人は、全て事務局の係員の指示に従わなければならない。

違反に対する措置、第9条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会議の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

委任等 第10条 この要領に定める文章等の様式及びこの要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附則において、施行日を記載させていただきます。

傍聴要領につきましては、教育委員会定例会等公開する会議に準じた取扱いとしており、同様に進めてまいりたいと考えてございます。

○岡本学校教育部長

ただいま事務局より説明のあった、寝屋川市総合教育会議に係る議事進行等についての運営要綱、傍聴要領について、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

○北川市長

寝屋川市総合教育会議運営要綱の施行はいつを予定しているのですか。

○妹尾教育総務課長

本日、この総合教育会議の決定を踏まえ、市長の御決裁後、直ちに施行させていただきたいと考えてございます。

○岡本学校教育部長

ほかに、ございませんか。

それでは、会議の運営については要綱等に基づき進めてまいります。

続きまして、次第の3、寢屋川市教育大綱についてでございます。

初めに、事務局より説明いたします。

○妹尾教育総務課長

それでは、資料、寢屋川市教育大綱について御説明をさせていただきます。

A4、1枚の資料、寢屋川市教育大綱についてを御覧ください。

1、概要でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成27年4月1日施行）に伴い、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針（国の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなったものでございます。

次に、2、総合教育会議の設置、大綱の策定でございます。

首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成されるものです。

首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定するとされてございます。

会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならないとされております。

次に、3、大綱の定義でございます。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について、文部科学省より通知のあった内容でございます。

(1) 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めるものではない。

(2) 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。参酌とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。

(3) 国の第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においては、主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となる。

(4) 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共

団体の長の任期が4年であること、また国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年から5年程度を想定しているものであるとなっております。

続きまして、A3用紙3枚の資料を御覧ください。

先ほど御説明させていただきました中にございました、参酌するとされておりました国の第2期教育振興基本計画の総論及び各論に係る概要の資料でございます。

加えて、特に法律上参酌するという規定はございませんが、大阪府においても、教育振興基本計画を策定されておりますので、当該計画の概要の資料を用意してございますので、御参考していただきたいと存じます。

続きまして、A4横表の図で記載しております資料につきましては、本日の意見交換の参考として、事前にお伺いをいたしました市長の教育大綱についての基本的なお考えと、教育委員会の主な施策等を記載したイメージ図でございます。こちらも参考資料としていただければと存じます。

説明につきましては、以上でございます。

○岡本学校教育部長

続きまして、寝屋川市教育大綱に係る市長のお考え、御意向等についてお伺いしたいと存じます。

北川市長、よろしくお願ひいたします。

○北川市長

教育大綱につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、法において、総合教育会議における協議・調整を経て、教育行政にかかわる方針・方向性を市長が定めることになっております。まず、私の教育に係る思いを申し上げさせていただきたいと思っております。

私は、今般の選挙において、市民の皆さんの信託を得て、市長に就任をさせていただきました。教育を含む市行政の推進に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

市政の考えとしては、前職の府議会議員時代においても、「政治は生活（暮らし）である」という認識のもとに、命を守り、命を育む、安心・安全なまちをつくっていくということを目指してまいりました。市長としては、「命を守る」という基本認識のもとに、「子供を守る」、「街を守る」、「生活（暮らし）を守る」という施策を講じてまいりたいと考えております。また、教育においては、子供を守るという観点で、市長としても責任を持って進めてまいりたいと考えております。

昨日も、子供のいじめ等による子供の事故、また大変痛ましい事件が起こっております。また、度々自殺等の報道がなされております。特にいじめにおいては、大津市の事件をきっかけとして、いじめ防止対策推進法が制定されるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、教育委員会制度の在り方が見直されるということがございました。この総合教育会議並びに大綱も、そうした背景のもとに新たに取り組むこととなっておりますのでございます。いじめの問題については、

子供の命を奪うことにもつながっておりますので、重大な問題だという認識のもと、行政全体で、素早く、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、子供たちは、本市の将来を担うかけがえのない財産であり、まちの活性化にも大変必要な、不可欠な存在であると考えております。子供たちの命を守るとともに、子供たちが大きな夢や高い志を持って、自らの人生を切り開き、力強く生きていくための必要な力を育むことが、私たち教育行政を担う者の使命であり、その重責を深く認識し、教育環境の整備や教育施設を適切に展開してまいらなければならないと考えております。

また、子供たちの夢を実現する力、社会で力強く生き抜く力は、学力だけでは成り立たないと考えております。他者を思いやる気持ちや感謝の気持ち、意思を疎通する力や社会マナー等、人間が社会生活を営むのに必要な基礎ともいえる力が必要であるとと考えております。

学校教育においても、情操教育や道徳教育等を通じて、その育成に取り組んでいるところでありますが、例えば、家庭における早寝早起きや朝御飯といった規則正しい生活習慣やバランスのとれた食生活は、学力や体力の基礎となるものであります。この基礎が子供たちの成長をより育んでいくものと考えておるわけであり、これは、行政だけで推進できるものではなく、学校や家庭、地域といった環境や関わりの中で生まれてくるものであります。その相互の連携、協力が必要不可欠であります。行政として責任を持って子供を守る環境を確保して、子供一人一人が学力等の向上を図り、家庭、地域とともに連携協力する中で、子供たちの成長を見守って、夢を育んでまいりたいとの思いであります。

また、社会教育においても、子供たちを含め、市民が地域でいきいきと暮らせるよう、生涯にわたり学べる環境づくりを進めていくことが必要であると思っております。

いずれにいたしましても、教育委員会とともに教育改革を進め、学校、家庭、地域はもとより、関係機関、関係団体等の連携、協力の下、市民に信頼され、期待される教育の実現を目指してまいりたいと考えております。

つきましては、教育委員の皆様との総合教育会議での意見交換等を踏まえて、今後、教育行政を推進する共通の認識、方向性として、市教育大綱を策定してまいりたいと存じております。どうぞ御協力いただきますよう、心からよろしくお願いを申し上げます。

○岡本学校教育部長

続きまして、寝屋川市教育大綱について、教育委員会事務局として、高須須教育長よりお願いしたいと思います。

○高須教育長

教育委員会事務局として、考え方を少し述べさせていただきたいと思っております。

今、市長が話されました教育に関わるお考えにつきましては、現状、また今後の教育の展望を踏まえる中、本市教育において非常に重要で、速やかに推進していくもの

であるというふうに認識しておるところでございます。

教育は人づくりでございます。教育関係者のみならず、社会全体で協力関係を築き、共に学び合い、共に育み合うことが重要でございます。子供たちの夢を実現する力、社会で力強く生き抜く力の育成、これは学校とともに、家庭、地域との連携、そして協力が不可欠であると考えてございます。

そうしたことを踏まえまして、教育における基本的な理念として、市長が話されたように、子供を守る環境を確保し、子供たち一人一人の学力等の向上を図るという行政の責務をしっかりと果たすことを前提に、学校、家庭、地域、そして市が、それぞれに連携して、子供たちや市民の夢を育み、そして実現への歩みを支援し、そして優しさを持って見守る教育を推進してまいりたいと考えてございます。

市長が先ほど申された、子供を守るとした観点、並びに将来を担う子供の心豊かに成長できる環境整備といった点を踏まえ、教育委員会としても、子供が自分の将来を考え、選択し、守っていける、いわゆる生きる力、そして学ぶ力の育成やいじめへの対応を始め、子供が安心して学べる環境の整備、また地域と共に連携協力しての青少年育成、市民の生涯学習、生涯体育等の推進を図っていくものであると考えてございます。

生まれてから亡くなるまで、寝屋川市民のそれぞれの教育のそれぞれの場面を、学校教育から社会教育への連続によって支援し、守っていく、そういう環境を今後しっかりと築いていきたいというふうに、私ども教育委員会事務局としては考えてございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

○岡本学校教育部長

それでは、教育委員の皆様から御意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○村田委員長

イメージ図にまとめられていますけれども、市長の基本的な教育に対しての考え方の中で、教育とは人づくりとおっしゃっています。人づくりというのは、もちろん寝屋川市だけではなくて、日本国の根幹になる非常に重要なものであるというふうに考えます。その認識を共有した上で、市長が目指される教育をベースにして、推進していきたいと考えております。

○岡本学校教育部長

ほかにございませんか。

○岩根委員長職務代理者

私は、まだ子供が公立学校に通っている保護者でございます。寝屋川市では、子供たちが生きていく力を身に付けていくために、今まで教育委員会も頑張ってきました。不登校の生徒についても、減少はしましたが、まだ一部は残っております。その子供たちが学校まで登校できるようになるために、学校や地域や保護者というだけではな

く、様々な力で支える必要があります。親としては子供が学校へ行って、そして帰ってきて、今日も楽しかったと思うことが重要です。毎日同じことですが、当たり前の子供達が、学校へ来られるような施策であるというのが市長のお言葉の中から読み取れたように思います。

本日の新聞によると、国としては、スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカー等の専門性を持った職員をもっと増員するというようなことを考えておられるみたいですが、専門性を持った方との連携も今後必要でありますし、市長の目指しておられる、大綱の中の人の命であるとか、暮らしを守るとか、子供を守るといったものに対しては、大変同感するものでございます。これを早急に教育委員会でもそしやくして、頑張ってもらいたいと思います。

○岡本学校教育部長

ほかにございませんか。

○青山委員

市長がおっしゃった「命を守る」という思いに対しては、非常に共感できるものがあると考えております。その中で、やはり子供たちが安心して学べる環境をつくるということは、非常に大事なことだと思いますし、施設面だけではなくて、地域との協力も必要ですし、家庭等の協力も必要だと思います。いじめのお話も先ほど市長もおっしゃいましたが、いじめの未然防止や、登下校の見守りなども大事かと思っておりますので、そういうことも含めて、また一緒に考えていければと思っております。

○岡本学校教育部長

ほかにございませんか。

○上野委員

私は、学校現場にいた者の立場から、私見を交えながらお話をさせていただきたいと思っております。

寝屋川市の教育の一番大きな特徴は小中一貫教育ですが、これは平成17年度に始まりまして、10年以上の年月が経ち、それなりの成果が出てきていると思っております。当初は施設一体型ではない一貫教育というのはとても珍しく、今では国も推奨し、そして制度化をしようとするところまでになっております。ですから、この小中一貫教育をより充実させていかなければいけないなと思っております。

また、寝屋川市におきましては、義務教育9年間を連動した成長だというふうに学校も地域も捉えています。特に、学校におきましては、系統的、継続的なカリキュラムをつくって、そして各小中学校の教職員が、児童生徒の情報を共有しながら、生徒指導の一体化や連続性のあるものを目指してきています。

また一方、地域におきましても、一中学校二小学校校区において、地域支援が非常に活発に推進されておきまして、地域を上げての学力づくり、それから、市長も先ほどからおっしゃっているようなマナー、それから、道徳力を向上させようとしてきています。こういうことについても非常に協力をいただいております、地域支援のおか

げだと思っています。

昨年度は、全国学力状況調査におきまして、全国平均を上回る学校が非常に増えてまいりまして、まだまだ課題はあるものの、学力向上が見られてきていると思います。

市長も先ほどおっしゃっていましたように、自ら学ぼうとする力がなければ学ぶことはできない、知識も得られない、そして、それをいかしていくこともできないということですが、これは学校教育が主たるものではありませんが、家庭や地域との連携、それから協力によって、より大きな相乗効果が生まれるものだと思っています。今後も、この三者の連携をきめ細かに推進していかなければいけないと感じております。

また一方で、小1プロブレムということが、マスコミでもずっと取り上げられてきているところでありますが、この寝屋川市におきましては、小学校1年生担任と幼稚園の先生、それから保育園・保育所の保育士が小1プロブレムの学習会や情報交換をやってきております。今後は更に保育所、保育園、幼稚園、小学校、中学校が、よりきめ細やかな連携を促していったって、幼児から中学生、もっと遡って子供たちの成長を連動したものとして念頭に置いた育成を私たちは考えていかなければならないかなと思っています。

教育大綱の教育理念であります、夢を育む教育について、先ほど説明を受けましたが、次の世代を担う子供たちを社会全体が連携・協力し、一緒になって子供や市民の夢を見守り、育てる教育となっています。この理念は、教育において非常に大きな推進力になることだなと思いました。

市長が目指されていく教育は、先ほど私が申しました内容を更に補完して、更に発展、推進していくものだなというふうに思いますので、今日の教育大綱を今後共有しながら、一体となって推し進めたいと感じたところです。

○岡本学校教育部長

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

○高須教育長

今、上野委員がおっしゃっていただいたことに大賛成でありまして、私も先ほど、生まれてから亡くなるまで、寝屋川市の人がどこかで教育の支援を受ける、制度や仕組みをつくっていかないといけない。これは市長がおっしゃっているのと全く同じ考え方だと思います。いわゆる就学前から始まって小・中学校、これは学校教育の中になると思います。そこから連続して、今度は社会教育が生涯教育、生涯体育というようなところでしっかりと見つめて、それは、もう地域や家庭と一緒に進めながら、そして最終的に一生を本当に幸せだったと思えるような教育を目指して、私ども学校教育、社会教育通して進めていきたいと思えます。これは市長が目指される教育と同じことだと考えており、「命を守る」ところにつながっていくものだと考えております。

○岡本学校教育部長

ほかに、何か御意見等はございませんか

○岩根委員長職務代理者

今、教育長もおっしゃいましたが、我々、学校教育のところへ目が行きがちですが、就学前、要するに0歳から15歳までという見方もあるかと思えます。命というものであれば、やはり生まれてから亡くなるまでということで、いろんな観点から我々は携わっていきますし、文化の面で言いましたら、寝屋川市には歴史とか、文化なんかも少しずつですが芽生えております。そういった資源を子供たちが歴史の勉強をするとき、世界史や日本史もあるのですが、寝屋川市の歴史も教育委員会だけではなくて、市長部局と一緒に携わりながら行っていくという、見せ方の工夫も必要なのかなと思えます。

○岡本学校教育部長

ほかに御意見等ございますでしょうか。

なければ、寝屋川市教育大綱についての意見交換を終わらせていただきます。

以上で、本日の案件は全て終了いたしました。本日の総合教育会議につきましては以上でございます。

最後に、閉会の挨拶を北川市長よりお願い申し上げます。

○北川市長

いろいろと御意見をいただきましてありがとうございます。

閉会に当たり、一言御挨拶をさせていただきます。

本日は御多忙にもかかわらず、御出席賜り、誠にありがとうございました。

第1回目の総合教育会議を開かせていただきましたが、委員の皆様方から貴重な御意見をいただきました。本当にありがとうございました。寝屋川市教育大綱の策定をこれから進めてまいります。引き続き御協力の程よろしくお願い申し上げます。

今後とも、総合教育会議での教育委員会の皆様との協議、調整はもとより、常に協力、連携をして、課題解決に向けて整理を進めて、より質の高い教育を寝屋川市民の皆様方に提供できるように邁進していく所存でございますので、教育委員の皆様におかれましては、教育行政の推進のため、今後とも変わらぬ御支援、御協力を心からお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、閉会の御挨拶にかえたいと思えます。本当にありがとうございました。

○岡本学校教育部長

ありがとうございました。

次回の総合教育会議の開催につきましては、事務局で調整を行いたいと考えております。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。